

平成 27 年 4 月 13 日

各 位

株式会社 関西アーバン銀行

「入院サポート保障」付き住宅ローンの取扱い開始について

株式会社関西アーバン銀行（頭取：橋本 和正）は、平成 27 年 4 月 13 日（月）より、「入院サポート保障」付き住宅ローンの取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

個人事業主や会社役員のお客さま向けの「ビジネスオーナー向け住宅ローン」は、平成 18 年 10 月の取扱い開始以来、住宅購入の幅広いニーズにお応えする当行独自の商品として、多くのお客さまからご好評をいただいております。

今般、新たに取扱いを開始する「入院サポート保障」は、「ビジネスオーナー向け住宅ローン」のご契約者が 15 日以上病気やケガで入院された場合、お見舞金として一時金 30 万円を最大 24 回分お支払するもので、保険料のご負担なくご利用いただけます。個人事業主や会社役員のお客さまにとって、収入減少の大きな要因となり得る入院時の生活資金をサポートさせていただき、万一の場合の安心をご提供いたします。

当行は、今後もお客さまの様々なニーズにお応えできるよう、一層の商品・サービスの充実に努めてまいります。

「入院サポート保障」の概要

名称	「入院サポート保障」 (正式名称：「入院生活サポート保険」)
ご利用いただけるお客さま	「ビジネスオーナー向け住宅ローン」の新規ご契約者で申込日(告知日)時点の年齢が満 20 歳以上満 50 歳以下の方 ※お申込はお 1 人さま 1 回限りとさせていただきます。
保障内容	同一の病気やケガにより合計 15 日以上入院した場合、お見舞金として一時金 30 万円をお支払いたします。 ※一時金のお支払限度回数は 24 回です。
取扱期間	平成 27 年 4 月 13 日（月）～平成 28 年 3 月 31 日（木）
引受保険会社	カーディフ損害保険会社

※保障の詳細については、「ご加入のしおり」等をご確認ください。

以 上

関西をもっと元気に!!

 関西アーバン銀行

